

愛知県建築工事品質管理要領（資材編）

（趣旨）

第1条 この要領は、受注者が建築物の基本要件品質の確保のために行う品質管理のうち、使用する「資材・機材の品質」についての管理項目などを発注者が提示することにより、建築工事に関する適正な品質の確保を図ることを目的とする。

（適用の範囲）

第2条 この要領は、愛知県建設部のうち公営住宅課、公共建築課が所管する建築物の工事に適用する。ただし、これにより難しい場合や、これとは異なる品質計画を定めた場合は、監督職員の承諾する方法によることができる。

また、この要領に定めのない項目については、各工事で適用される仕様書等による。

（用語の定義）

第3条 この要領において用いる用語の意義は、次のとおりとする。

- （1）「仕様書」とは、公共住宅事業者等連絡協議会編集「公共住宅建設工事共通仕様書」、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」、「公共建築木造工事標準仕様書」並びに「工事特記仕様書」をいう。
- （2）「品質計画」とは、仕様書に規定する「品質計画」による。
- （3）「主要資材」とは、別表1に定める資材（機材）とする。

（施工計画書の内容）

第4条 当該工事の施工に先立ち作成した施工計画書には、使用予定の資材・機材（以下「資材等」という。）が設計図書に定める品質及び性能を有することを証明する資料（以下「品質（性能）証明資料」という。）を添付する。ただし、JIS、JAS、BL部品等の規格のマーク表示がある資材等を使用する場合及びあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、品質（性能）証明資料の添付を省略することができる。（JISの自己適合宣言品を除く）

また、施工数量あたりの所要量などの指定がある材料については、必要搬入数量が確認できる資料を添付すること。

なお、小規模なもの等で監督職員の承諾を受けた工種は、施工計画書の作成を省略することができる。

（使用資材等の計画）

第5条 工事に先立ち、使用する予定の資材等を記載した「使用資材（機材）一覧表」を作成し、監督職員の承諾を受ける。

（使用材料・機材の品質の確認方法）

第6条 使用する資材等の品質の確認方法の種類は、照合による確認、資料による確認、試験による確認とし、施工計画書にそれぞれの資材等の具体的な品質確認方法を記載する。（別表1「資材（機材）の品質確認方法と材料受入時検査項目」の「品質確認方法」参照。）

なお、品質の確認が必要な資材等は、主要資材ならびに監督職員が指示をした資材等とする。ただし、監督職員が承諾した場合は省略することができる。

また、鉄筋、コンクリート、鋼材については本条の他、第8条に定める。

（1）照合による確認

規格を証明するマーク等の表示がある資材等を、照合することにより品質の確認をする。ただし、照合だけでは十分な確認ができない場合は、必要に応じて資料等で補足する。

（2）資料による確認

次のアからオのいずれかによる。なお、資料とは、規格証明書、評価書の写し、品質（性能）証明資料、製作図、納入仕様書、工場検査報告書、工場試験成績書、調合計画書等とし、監督職員に提出する。

また、資料で品質を確認されたものについては、資材等の受入時に、提出した資料と同一の資材等であることを確認する。

- ア J I S又はJ A Sと指定された資材等で、資材等にJ I S又はJ A Sの表示がない場合等、規格の確認が困難なものは、規格証明書等により品質を確認する。
- イ (一社)公共建築協会が行う「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」により評価され、評価名簿に記載がある資材等を使用しようとする場合は、評価書の写しにより、品質を確認することができる。(当該工事場所が評価書の「納入地区およびアフターサービス地区」に含まれる場合に限る)
- ウ J I S又はJ A Sと指定された資材等で、J I S自己適合宣言品もしくはその他の資材等を使用しようとする場合は、品質(性能)証明資料一式により品質を確認する。
- エ 製作図、納入仕様書等の承諾を受け、工場製作される資材等は、製作図、納入仕様書並びに工場検査報告書、工場試験成績書等に基づき品質を確認する。
- オ その他の資材等を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することを証明する資料一式により品質を確認する。

(3) 試験による確認

公的な試験機関において試験を行い、その結果得られた試験成績書により必要な品質、基準等を満たしていることを確認する。なお、コンクリート及びガス圧接の材料試験は、原則資料1の試験機関において行う。

(使用資材等の受入時の検査等)

第7条 現場に資材等を搬入した際は、別表1「資材(機材)の品質確認方法と材料受入時検査項目」の「受入時検査項目」について受入検査を行うとともに、材料写真等を添付した「材料(機器)搬入報告書」により監督職員へ報告した上で、種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし、検査で合格した材料と同じ種別の材料を搬入した場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、「材料(機器)搬入報告書」による現場代理人からの報告をもって監督職員の検査にかえる、若しくは検査を省略することができる。

また、機材等で、仮材料決定時に納入仕様書等で仕様、性能の承諾を受けたものについては、承諾を受けた資料等と搬入されたものが同一であることを確認し、「材料(機材)搬入報告書」により報告する。

(鉄筋、コンクリート、鋼材の品質確認について)

第8条 鉄筋、コンクリート、鋼材の品質の確認方法については(1)から(3)、ガス圧接については(4)、材料の試験の手続きについては(5)による。

(1) 鉄筋

- ア J I Sの規格品であることを証明する鉄筋のロールマークの確認及び結束表示板(鋼板)と照合した規格証明書(当該工事名を記載)を監督職員へ提出する。
- イ 使用数量が少ないなど上記アによることができない場合は、他の確認方法について監督職員の承諾を受けること。
 - ※ 他の確認方法の例・・・流通経路を示した上で、規格証明書の写しに使用材料を明記・照合した旨の証明書を提出すると共に、ロールマークの確認を行う。

(2) コンクリート

コンクリート及びコンクリート用材料の試験については仕様書による。ただし、コンクリートの総使用量が20 m³以下であって、かつ、構造耐力上重要ではない部分に使用する場合は、監督職員の承諾を受けて、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)により生産者が行う品質管理試験結果によることができる。

(3) 鋼材

- ア J I Sの規格品であることを証明する規格証明書(当該工事名を記載)を監督職員へ提出する。
- イ 使用数量が少ないなど上記アによることができない場合は、他の確認方法について監督職員の承諾を受けること。
 - ※ 他の確認方法の例・・・流通経路を示した上で、規格証明書の写しに使用材料を明記・照合した旨の証明書を提出する。

ウ 鋼材の品質を試験により確認する場合は、仕様書の材料試験等による。

(4) ガス圧接

品質の確認及び試験の方法については仕様書による。

(5) 材料試験の手続きは次の方法により実施する。

ア 試験の依頼

材料試験は、資料1「コンクリート及びガス圧接の材料試験の概要」に基づき、いずれかの試験機関に受注者が依頼するものとする。なお、型枠取外し時期の決定用試験及びコンクリートの調合管理強度の管理試験(材齢28日)については、監督職員が立会うことによりコンクリートのJIS認証工場で行うことができる。

また、試験依頼の方法はそれぞれの試験機関の定めるところによる。

イ 供試体の封印及び表示

(i) ガス圧接

封印は、資料2「供試体の封印及び表示の方法」の「1. ガス圧接部」により行う。

(ii) コンクリート類

封印は、資料2「供試体の封印及び表示の方法」の「2. コンクリート」により行う。

(iii) 鋼材

原則として封印の方法は、ガス圧接に準ずるものとする。ただし、供試体の製作方法については事前にそれぞれの試験機関と協議し、決定する。

ウ 封印等の確認

供試体の封印等については、それぞれの試験機関の確認を受ける。

エ 試験記録の整理

各試験に用いる材料について、供試体の抜き取り、試験の依頼及び結果の判定など、一連の関係を記録簿(様式1～2)により整理をする。

(その他)

第9条 工事における品質管理は受注者等が策定する品質計画により行うものであるため、この要領をもとに、より良い品質計画の策定に努めること。

また、規格の制限値等、社内基準を設ける等により品質確保に努めること。

《 材料確認の方法 》

流 れ	現場代理人	監督職員	摘 要	備 考
☆使用材料の 仮決定	● 承諾を求める	● ↓ 〈承諾〉	使用資材(機材) 一覧表を提出 ※1	必要に応じ納入 仕様書、承諾図、 見本、カタログ等 を添える。
☆材料搬入時	● 材料確認を求める	● ↓ 〈合格〉	材料仮決定 搬入報告書 品質(性能)証明 資料等を提出 材料決定	
☆工事完了時	● 材料確認書類をま とめて提出	→	使用した資材等 の 一覧表を作成する 使用資材(機 材)一覧表 仕様資料など	施工関係資料と は別にまとめる。

※1 使用資材(機材)一覧表は必要に応じて追加し、監督職員の承諾を求める。

《 資材等の品質確認の方法 》

確認方法の種類	対象資材等の範囲	確認方法	品質（性能） 証明資料等
照 合	J I S、J A S、B L 部品等 規格を証明するマーク等が表 示されている規格品	規格を証明するマーク 等により確認する。	材料写真 ※ 2
資 料	規格等のマーク表示での確認 が困難な資材等	規格証明書等に基づき 確認する。	品質（性能）証明資 料一式（試験成績書 等含む）
	(社)公共建築協会評価名簿登載 品（当該工事場所が「納入地 区およびアフターサービス地 区」に含まれる場合）	評価書の写しに基づき 確認する。	評価書の写し
	J I S 自己適合宣言品（J I S 規格に適合していること を、自主的に宣言したもの）	試験成績書等を含む規 格適合の品質（性能） 証明資料一式により確 認する。	品質（性能）証明資 料一式（試験成績書 等含む）
	製作図、納入仕様書等の承諾 を受け、工場製作された資材 等	製作図、納入仕様書、 に基づき確認する。	工場検査報告書、工 場試験成績書、製作 図、納入仕様書 等
試 験	鉄筋、コンクリート、鋼材	公的な試験機関等にお いて試験を行い、その 結果得られた試験成績 書等により確認する。	試験成績書、試験記 録簿 等

- ※ 2 ・ 工事写真（施工写真）とは別に搬入時に撮影する。
- ・ 規格、商品名又は製造所名の判別できる写真とすること。
 - ・ 寸法を求められる材料については、スケールをあてて撮影すること。
 - ・ 照合だけでは十分な品質確認ができない場合は、資料等で補足すること。

付則 この要領は平成 2 5 年 7 月 2 日から施行する。
この要領は平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は平成 2 7 年 7 月 1 日から施行する。
この要領は平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 資材（機材）の品質確認方法と材料受入時検査項目

本表は、主要資材（機材）の品質確認方法ならびに受入時検査項目について提示している。本表に記載のある資材（機材）の他、監督職員が指示した資材（機材）等についても適切に品質管理を行うこと。

【品質確認方法】

「品質確認方法」は、資材等の品質の確認の方法を示している。表中の○で示した方法を基本とするが、それによりたい場合若しくは十分な品質の確認ができない場合は、資料等で補足する。

なお、資料による確認の資料とは、規格証明書、評価書の写し、品質（性能）証明資料、製作図、納入仕様書、工場検査報告書、工場試験成績書、調査計画書 等とする。

【受入時検査項目】

現場での資材等の受入時には、設計図書等に適合していることその他、「受入時検査項目」についても確認を行う。「受入時検査項目」は、確認すべき項目の一例であり、適宜項目を追加すること。なお、材料仮決定時に納入仕様書等で仕様、性能を確認した資材等については、搬入された資材等が同一のものであることを確認する。

また、受入検査合格後も資材等の適切な管理に努めること。

《建築工事》

区分	品質確認方法			主要資材（機材）	受入時検査項目
	照合	資料	試験		
土		○ ○		埋戻し及び盛土の材料 山留め材（矢板、支保工等）	種別、数量（購入土に限る） 材質、形状、寸法、変形・欠損・割れ・さびの有無
地 業	○			既存コンクリート杭	製造所名、種類・種別、規格（名称・区分）、寸法（径・長さ・厚さ）、数量、外観（ひび割れ・損傷有無）
	○			鋼杭	製造所名、種類、種別、規格、寸法（径・長さ・厚さ）、数量、外観
	○	○ ○	○	場所打ちコンクリート杭 鉄筋 レディミクストコンクリート	製造所名、種類、径、長さ、数量、規格 搬入数量、運搬時間、呼び強度、スランプ、空気量、温度、塩化物量、強度試験
	○	○ ○		セメント 砂利、砂 床下防湿層	規格 粒度、有機物の有無 規格・厚さ
鉄 筋	○	○		鉄筋	製造所名、種類、径、長さ、本数、識別
	○		○	溶接金網 ガス圧接	加工 受入検査（形状等）、試験成績書（品質、溶接） 規格、網目の形状、寸法、鉄線の径 引張試験、超音波探傷試験
コン ク リ ー ト			○	レディミクストコンクリート	・出荷伝票の確認（発注仕様と照合・納入数量・規格、打込終了までの時間（25℃超の場合）） ・フレッシュコンクリートの試験（スランプ・空気量・塩化物量・温度） ・供試体採取回数 ・強度試験
鉄 骨	○	○		鉄骨	受入検査成績書、工場自主検査記録の確認、種類、数量、損傷の有無
	○	○		高力ボルト（JIS・トルシア形）	規格、種類、径、長さ、数量 トルク係数値（JIS形）、張力（トルシア形）
	○	○		アンカーボルト	規格、種類、径、長さ、数量
	○	○		ターンバックル	規格、種類、径、長さ、数量
	○	○ ○		デッキプレート 柱底均しモルタル 耐火被覆材 露出型固定柱脚工法	材質、形状、寸法、数量 材料、調査 規格、種別、材質、寸法、指定マーク、数量 規格、寸法、形状
耐 震 改 修		○ ○		あと施工アンカー グラウト材	種類、品質、（有効期間） 品質

区分	品質確認方法			主要資材（機材）	受入時検査項目
	照合	資料	試験		
C B、 A L C パネル等	○	○		コンクリートブロック A L Cパネル	規格、種類、厚さ 規格、種類、単位荷重、厚さ、長さ、床パネルの耐火性能、損傷の有無
		○	○	取付金物 耐火目地材	規格、表面処理、形状、接合材料 規格
	○			押出成形セメント板	規格、種類、表面形状、寸法、原料、損傷の有無
防 水	○	○		アスファルト防水 ・アスファルト、アスファルトルーフィング類 ・アスファルトプライマー、防水層端部シール材、絶縁用テープ、成型キャント材、成形緩衝材 ・押え金物、断熱材、絶縁用シート、成形伸縮目地材、 溶接金網 乾式保護材 メタルラス	規格、種類、数量 アスファルトルーフィング類製造所の指定する製品 材質、形状寸法、形状、厚さ、品質、形状、寸法 規格、屋上排水溝用 製造所の仕様 規格
		○	○	改質アスファルトシート防水 ・改質アスファルトシート、増張用シート ・プライマー、シール材、仕上塗料	規格、種類、数量 改質アスファルトシート製造所の指定する製品
		○	○	合成高分子ルーフィングシート防水 ・ルーフィングシート、絶縁用シート ・プライマー、増張り用シート、成形役物、接着剤、仕上塗料、シール材、絶縁用テープ	規格、種類、厚さ、数量、色 ルーフィングシート製造所の指定する製品
		○	○	塗膜防水 ・塗膜防水主材料 ・保護緩衝材 保護シート ・プライマー、補強布、接着剤、通気緩衝シート、シーリング材、仕上塗料	規格、種類、数量、色 (地下外壁防水用)補強クロス付きポリエチレン発泡材 (屋内防水用)ポリエチレンフィルム、フラットキャンクロス 主材料製造所の指定する製品
		○	○	シーリング ・シーリング用材料 ・プライマー バックアップ材	規格、種類、色、数量、有効期限の表示 主材製造所の製品 合成樹脂、合成ゴム製
		○	○		石・テラゾ
石	○	○	取付金物 モルタル材料	規格、材質、種類 数量、仕様、規格、調合	
タイル		○	タイル材料	規格、種類、色調、形状、寸法、数量、裏足の高さ タイルユニットの種類(ユニットの場合) 種類(タイプ)毎見本品と照合(特注品の場合)	
木 工 事	○	○	木材、集成材等、床張り用合板	規格(等級)、品質の基準、樹種、寸法、形状、防腐処理、防蟻処理、防虫処理、傷の有無、含水率	
	○	○	釘、諸金物 接着剤、木れんが 防腐剤	材質、形状、寸法、寸法、防錆処理 種類、規格 規格、種類	
屋 根 及 び と い	○	○	長尺金属板	材質、規格、寸法、厚さ、形状、表面処理、色調、損傷の有無	
	○	○	折板	規格、材質、形式、形状、寸法、厚さ、表面処理、色調、傷の有無	
		○	タイトフレーム	形状、寸法、表面処理、数量	
	○	○	ボルト とい・ルーフトレン とい受け金物	材質、寸法、表面処理、数量 材種、規格、材質、寸法、径、厚さ、形状、傷の有無 材質、形状、寸法、防錆処理	

区分	品質確認方法			主要資材（機材）	受入時検査項目
	照合	資料	試験		
金属	○	○		軽量鉄骨下地 ・下地材(野縁、野縁受、スタッド、ランナー)、吊りボルト、補強用振れ止め金物 金属成形板 アルミニウム製笠木、付属部品 手すり、タラップ	規格、材質、形状、寸法、種類、防錆処理 材質、規格、形状、寸法、表面仕上げ、表面処理 規格、種類、形状、寸法、裏板補強、止水処理、表面処理 規格、材質、形状、寸法、表面仕上げ、表面処理 試験成績書（亜鉛めっき等）
左官	○	○		セメント せっこうプラスター セルフレベリング材 仕上塗材 下地調整材	規格 規格、製造年月日 種類、品質、製造年月日 仕様材料名、色、つや、有効期間、数量 仕様材料名、規格、種類
建具		○		アルミニウム製建具、鋼製建具、鋼製軽量建具、ステンレス製建具 ・建具 木製建具 ・建具 自動ドア開閉装置 ・開閉装置 自閉式上吊り引戸装置 ・装置 重量シャッター、軽量シャッター ・シャッター、ガイドレール、まぐさ ・安全装置 オーバーヘッドドア ・セクション ガイドレール ・安全装置 ガラス(ノックダウンの場合) ・ガラス ・ガラス留め材、セッティングブロック	種類、数量、損傷の有無 種類、数量、損傷の有無、反りの有無 種類、数量、損傷の有無 種類、数量、損傷の有無 種類、数量、損傷の有無 形式、機能 種類、数量、損傷の有無 形式、機能 規格、種類、数量、損傷の有無、切断・小口処理、厚さ 規格、種類、形状、硬度、寸法、数量
塗装	○	○		塗料 パテ、プライマー	規格、種別、数量、色調、つや、ホルムアルデヒド放散量、製造所名 規格、種別、数量
内装	○	○		ビニル床シート・ビニル床タイル・ゴム床タイル 接着剤 カーペット、じゅうたん 合成樹脂塗床材 フローリング床材 表面塗装材 畳 石こうボード、その他ボード、合板 特殊合板 接着剤	規格、種別、厚さ、色、帯電防止性能、視覚障害者用、耐荷重性 他 規格、種別 種別、規格、寸法、厚さ、風合、色合、防災性能、帯電性、防虫加工、原糸、製織、取付用付属品等 規格、種別、数量、色、品質 製造所、使用材料名、規格、種類、形状、寸法、材質、色調、ホルムアルデヒド放散量 塗装種類 規格、種別、防虫処理 使用材料名、製造所名、規格(防火性能、ホルムアルデヒド放散量)、寸法 使用材料名、製造所名、規格(防火性能、ホルムアルデヒド放散量)、寸法、仕上げの種類、模様、色 規格、種別

《電気設備工事》

区分	品質確認方法			主要資材（機材）	受入時検査項目
	照合	資料	試験		
電力設備工事	○			材料 ・電線（ケーブル）類 ・電線保護物類（電線管，P F管，ボックス，ラック等） ・配線器具類（コンセント，スイッチ等） ・避雷設備 ・外線材料 機器 ・照明器具類 ・防災用照明器具 ・分電盤，耐熱形分電盤，O A盤，実験盤，開閉器箱 ・制御盤（消防用制御盤） ・電熱装置（制御盤，発熱線，セラ等）	規格，外観，表示，J I S等 表示（J I S），規格，種類，外観，サイズ等 規格・容量，J I S，電気用品規格等 形式，材質，寸法，J I S（突針支持管に限る），構造，端子数，端子の形状等 種別，形式，寸法，外観，仕様，荷重，強度，表示等 形式，構造，部品，光源，安定器，定格，規格等 形式，構造，光源，電池，認証番号・認定証票等 構造，寸法，導電部，器具類の種別・定格等 （耐熱形分電盤は認定証票確認） 構造，寸法，セパレータ，導電部，制御回路等の配線等 （消防防災用制御盤は認定証票を確認） 形式，構造，寸法，表示，電気用品規格
	○				
	○				
	○				
	○				
	○				
	○				
受変電設備工事	○			・キュービクル式配電盤 ・高圧スイッチギヤ ・各配電盤 ・特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ ・特別高圧気中絶縁スイッチギヤ ・系統連系保護制御盤 ・特別高圧機器 ・特別高圧監視制御装置 ・高圧機器	形式，構造，外観，種類，定格，離隔，容量，表示等 形式，構造，外観，種類，定格，離隔，容量，表示等 形式，構造，外観，仕上げ等 形式，構造，外観，配置，種類，定格，容量，表示等 形式，構造，外観，配置，種類，定格，容量，表示等 形式，構造，外観，配置，種類，定格等 種類，定格，容量，J E C 形式，構造，外観，仕上げ，種類，定格等 種類，定格，外観，仕上げ，種類，定格等
	○				
	○				
	○				
	○				
	○				
	○				
電源設備 静止形	○			・直流電源装置 ・交流無停電電源装置（UPS） ・交流無停電電源装置（UPS）簡易型 ・太陽光発電装置	形式，規格，構造，外観，表示，種類，容量等 形式，規格，構造，外観，表示，種類，離隔，容量等 製造者標準，定格，特性，形式，電圧等 製造者標準，構造，導電部，盤内機器等
	○				
	○				
	○				
通信・情報設備	○			材料 ・電線類 ・電線保護物類 ・外線材料 ・端子・保安器箱 機器 ・構内交換装置 ・構内情報通信網設備 ・電気時計装置 ・拡声装置 ・非常放送装置 ・映像音響機器 ・出退情報表示装置 ・インターホン装置 ・テレビ共同受信装置 ・テレビ電波障害防除装置 ・監視カメラ装置 ・駐車場管制装置 ・火災報知装置 ・自動閉鎖装置 ・非常警報装置 ・ガス漏警報装置	規格，外観，表示，J I Sマーク等 J I Sマーク，規格，種類，外観，サイズ等 種別，寸法，設計荷重，形式，外観，寸法等 構造，寸法，種別，数量，規格，外観等 認定証票，構成，回線数，電源容量，構造，材質等 認定証票，条件，構成，回線数，機能，仕様等 形式，構造，寸法，外観，精度，表示，規格等 形式，構造，機能，寸法，外観，表示，性能等 形式，構造，機能，寸法，表示，基準適合証票等 形式，構造，寸法，外観，定格，性能，社内規格等 形式，構造，寸法，外観，精度，規格，機能，性能等 形式，構造，機能，寸法，外観，J I S等 形式，機能，構造，外観，性能，表示，寸法等 形式，機能，構造，外観，性能，表示，寸法等 形式，構造，寸法，性能，規格，環境条件，外観等 構造，塗装色，機能，表示，動作，外観，性能等 構造，仕上，塗装色，材質，機能，表示等 構造，仕上，材質，機能，表示，評定マーク等 構造，仕上，形式，表示，外観，認定証票等 構造，形式，回線数，表示，機能，検定合格証票等
	○				
	○				
	○				
	○				
	○				
	○				
	○				
	○				
	○				
	○				
	○				
	○				
	○				
中央				中央監視制御設備 ・中央監視制御設備 警報盤 ・中央監視制御設備 監視制御装置	形式，構造，表示，寸法，仕上，方式，規格等 形式，構造，表示，機能，性能，容量，表示項目等

《機械設備工事》

区分	品質確認方法			主要資材（機材）	受入時検査項目		
	照合	資料	試験				
各設備共通	○			各設備共通 ・管及び継手 ・管端防食継手 ・弁類 ・分水栓・止水栓 ・量水器 ・ボールタップ ・伸縮管継手 ・防振継手 ・フレキシブルジョイント ・ストレーナ ・防食材料 ・排水金具類（トラップ類、掃除口、通気金具類） （グリース阻集器） ・柵及びふた ・圧力計・連成計・水高計 ・温度計 ・電極棒及び電極帯 ・消火機器 ・吹出口類（アネモ、ユニバーサル） ・吸込口類（スリット、グリル等） ・ダンパー類 ・地中埋設標 ・フード類 ・ボールジョイント ・溶接フランジ ・蒸気トラップ ・リフト継手 ・水栓柱 ・スリーブ ・接合材 ・シーリング材 ・壁埋込型散水栓ボックス ・レベルスイッチ	規格及び準用規格、材質 接合管の種類、規格、形式、構造、材質、識別塗装 構造、材質、規格、（取付け管の種類）、（圧力） 規格、材質 規格 構造、材質、水撃防止対策 構造、伸縮部材質、固定台強度、（規格） 構造、材質、可とう性、耐熱性、耐圧強度、防振効果 構造、全長、可とう性、（耐圧強度、耐候性、材質） 規格、構造、材質、網目仕様、ライニング、管端コア 規格又は準用規格 規格、構造、材質 規格、構造、材質、仕上げ、容量 材質、寸法、形状、規格、耐荷重、塗装、表示文字 規格、目盛盤の寸法、使用圧力、最高目盛 等 規格、形状、使用温度、最高目盛、表示部傾斜要否 材質、構造、スペーサー・保護筒有無、取付部温度 規格及び基準、消防法適合品 規格、構造、材質、仕上げ 構造、寸法、材質 規格、構造、材質 規格、構造、材質 規格及び準用規格、構造、材質、仕上げ、作動性 材質 構造、材質、耐圧 構造、材質、水封深さ 材質、寸法 施工部位、材質、寸法、管の外径 規格、衛生上の害の有無、防錆規格、材質、耐久性 規格、材質 規格、構造、材質 材質、構造、重錘付ロープ・ステンレス管要否		
	○	○	○				
	ダクト		○ ○			ダクト工事 ・矩形ダクト、円形ダクト ・フレキシブルダクト	材質、寸法、板厚 不燃材料の認定、熱絶縁性、可とう性、耐圧強度
	保温		○			保温工事 ・保温材・外装材	種類、規格、材質、板厚
	塗装	○				塗装工事 ・塗料、さび止め塗料、パテ、プライマー、下地調整材	規格、材質
	衛生器具	○ ○ ○	○ ○ ○			衛生器具設備工事 ・便器 ・洗面器・手洗器・流し ・鏡・化粧棚・手すり 等	種類、規格、形状、色 種類、規格、形状、色 種類、規格、形状

区分	品質確認方法			主要資材（機材）	受入時検査項目
	照合	資料	試験		
機器据付工事		○ ○		<p>機器据付工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体(ボイラー, 冷凍機, 空調機, ポンプ類, 冷却塔, タンク, ヘッダー, 送風機類, 換気扇, 空気清浄装置, ファンコイル, 全熱交換器等) ・基礎ボルト 	<p>仕様, 性能, 付属品の確認, 銘板照合, 個数, 傷</p> <p>種別, 径, 本数, 長さ</p>
自動制御設備		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		<p>自動制御設備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検出部 ・調節部 ・電動弁, 空動弁, 電磁弁, 電動ダンパー, 空動ダンパー ・管理計器 ・空気源装置 ・自動制御盤類, 現場盤等 ・電気計装用機材 ・空気配管用機材 ・中央監視盤 ・周辺装置 	<p>形式, 検出範囲, 出力方法, 精度, 構成素子</p> <p>制御方式, 形式, 動作, 機能範囲, 指示, 出力方法</p> <p>用途, 形式, 材質, 動作, 電圧・空気圧, 入力信号, 規格, 開閉指示器, 寸法 等</p> <p>形式, 表示方法, 指示・記録範囲, 入力, 精度</p> <p>材質, 構造, 容量, 耐久性, 能力</p> <p>構造, 寸法, ドアの開閉方法・方向 等</p> <p>施工種別, 外観, サイズ, 構造, 接地端子, 規格等</p> <p>規格, 供給空気圧力, 呼び圧力, 口径</p> <p>形式, 構造, 規格, 機能, 容量, 処理, 時間, 方式等</p> <p>印字方式, 数, 色数, 速度, 印刷幅, 形式, 構造</p>
ガス設備	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			<p>ガス設備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管及び継手 ・ガス栓及びバルブ ・ガス漏れ警報器（装置） ・ガス遮断機（装置） ・調整器（液化石油ガス） ・充てん容器（液化石油ガス） ・湯沸器類 	<p>規格</p> <p>種別, 規格</p> <p>認証マーク, 種別</p> <p>認証マーク, 種別, 規格</p> <p>規格, 型式</p> <p>特定合格証票, 規格, 型式</p> <p>種別, 規格</p>
浄化槽		○		<p>し尿浄化槽設備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽本体 	<p>仕様, 形状, 寸法, 仕上げ状態, 傷の有無, 機器銘版の照合, 付属品の仕様, 数量 等</p>
昇降機設備		○ ○ ○ ○ ○ ○		<p>昇降機設備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械室内機器 ・かご・乗場 等 ・昇降路内機器 ・安全装置 ・地震感知器 ・電気配線 	<p>規格, 銘板, 外観, 寸法</p> <p>材質, 板厚, 寸法, 塗装色, 仕上見本</p> <p>規格, 寸法, 外観, レール歯厚, 主策の切断, 素線</p> <p>形式, 寸法, 銘板, 外観</p> <p>性能, 銘板, 外観</p> <p>配線材料, 規格</p>

□ 資料1 コンクリート及びガス圧接の材料試験の概要

1. 工事にかかる材料試験のうち、コンクリート及びガス圧接については下記の試験機関（又は工業標準化法第57条の規定に基づく登録試験事業者）に依頼して行うものとする。

- ① 一般財団法人 日本品質保証機構中部試験センター
〒481-0043 北名古屋市沖村沖浦39 TEL 0568-23-0111
- ①-1 一般財団法人 日本品質保証機構中部試験センター 名古屋建材試験所
〒459-8001 名古屋市緑区大高町川添83番地 TEL 052-622-5046
- ② 一般財団法人 東海技術センター
〒489-0977 瀬戸市坂上町420-1 TEL 0561-85-0214
- ②-1 一般財団法人 東海技術センター 三河試験所
〒440-0081 豊橋市大村町字橋元68番地1 TEL 0532-57-7797
- ③ 公益財団法人 なごや建設事業サービス財団 名古屋建設技術センター
〒454-0832 名古屋市中川区清船町一丁目3 TEL 052-361-3700
- ④ (株)愛建総合設計研究所 建築材料試験室
〒448-0813 刈谷市小垣江町亥新田20-2 TEL 0566-22-6100
- ⑤ 中部コンクリート検査(株)
〒486-0817 春日井市東野町七丁目15-17 TEL 0568-82-3500
- ⑥ 一般財団法人 ベターリビング 名古屋ラボ
〒458-0804 名古屋市緑区亀が洞1丁目101番地 TEL 052-879-2151
- ⑦ (株)オーテック 名古屋試験センター
〒475-0911 半田市星崎町三丁目46-2 TEL 0569-47-5555

2. コンクリート及びガス圧接の材料試験の依頼については、それぞれの試験機関が定める様式を使用する。

3. 成績書の送付先について

原則として申込者(施工業者)とする。

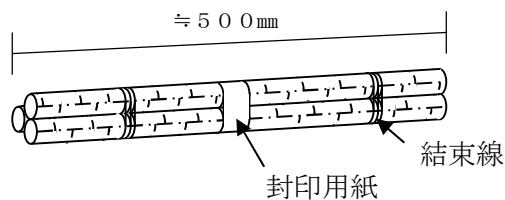
□ 資料2 供試体の封印及び表示の方法

1. ガス圧接部

(1) 封印 (図1)

- ア 封印用紙の紙質は、やや厚手の和紙等とし、寸法は、50 mm×260 mm程度とする。
- イ 愛知県建設部発行の検印証 (図3) に、発注機関 (公営住宅課又は公共建築課)、施工者、工事名、部位、規格 (例 SD295A D22・SD345 D25)、採取年月日、監督職員の認印又はサイン (委託監理の場合は建築工事監理業務委託共通仕様書で定める管理技術者) を記載して封印用紙に貼り付け封印する。
- ウ 鉄筋は鉄線等により結束し、封印用紙の下地は紙テープ等で仮結束を行う。

(図1)



(2) 注意事項

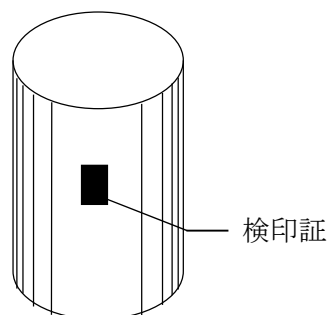
- ア 供試体の長さは、約 500 mmとする。
- イ 供試体の抜取りは、原則として社章及びロールマークのある部分とする。

2. コンクリート

(1) 封印 (図2)

愛知県建設部発行の検印証 (図3) に、発注機関 (公営住宅課又は公共建築課)、施工者、工事名、部位、規格 (指定強度、スランブ及び粗骨材の径)、採取年月日、監督職員の認印又はサイン (委託監理の場合は建築工事監理業務委託共通仕様書で定める管理技術者) を記載したうえで、供試体作製時に上面から約 2~3 cm 下の側面に打込む。なお、記入用具は油性ボールペン又は細字油性マジックとする。

(図2)



(図3)

← 70mm →		監督員
発注機関		
施工者		印
工事名		
部位		
規格		
採取日	年 月 日	
愛知県建設部検印証		

↑ 50mm ↓

様式 1

ガス圧接品質試験

試験記録簿

工事名 _____

監督職員 _____

工事受注者 _____

圧接業者 _____

工 期 着手 平成 年 月 日
完了 平成 年 月 日

受付番号	抜取部位	抜取月日	結果通知月日	判 定		備 考	再 試 験 受付番号	再抜取 月 日	判 定	
			(電 話) 問合せ月日	規 格 内、外	適、否				規 格 内、外	適、否

備考 1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
2. 備考欄には、不適合の理由などを記入する。

様式2

コンクリート圧縮試験

試験記録簿 工事名 _____ 監督職員 _____ 工期 着手 平成 年 月 日
 工事受注者 _____ 生コン製造者 _____ 完了 平成 年 月 日

受付番号	打設部位	設計基準 強度 N/mm ²	調合管理 強度 N/mm ²	配筋検査		打設月日	調合管理強度の管理試験			構造体強度の推定試験			型わくの取外し（注1）				備考
				部 位	月 日		試験月日	強度 N/mm ²	平均値 N/mm ²	試験月日	強度 N/mm ²	平均値 N/mm ²	部 位	試験月日	平均強度 N/mm ²	取外月日	

備考 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2. 備考欄には、公的試験所等を記入する。
 (注1) せき板又は支柱の型わく取外し月日を記入する。コンクリートの圧縮強度によった場合は、その強度（平均値）も記入する。

使用資材(機材)一覧表

工 事 名 _____
路線等の名称 _____
工 事 場 所 _____

受注者 住 所
(所在地)
氏 名 印
{名称及び}
代表者氏名

(愛知県建築工事品質管理要領(資材編)様式3(2))

工種名	材 料 名	商 品 名	規 格 番 号	製 造 所 名	製造所住所	取扱い代理店 (TEL)	備 考

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

参考様式

施工 ・ 材料（機器）搬入 報告書	
No. _____ 平成 年 月 日	
工事名称	
下記の 範囲について完了しました。 ・ 材料（機器）を搬入しました。 設計図書に適合していることを確認しましたので報告します。	
工事区分	内 容
工事	
完了日・搬入日	平成 年 月 日 AM・PM 時 分
確認事項・記事	写真No.
確 認	再 確 認 等
確認結果	
<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 是正指示 ()	

施工・材料（機器）搬入報告書一覧表

工事名 _____

No. _____

No.	種 別 内 容	確 認 項 目	請負者 確認日	確 認 方 法 (立会・書類)	確 認 年月日
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

備考) 1 この一覧表は、原則、工種ごとに作成する。
 2 請負者確認日は、元請業者が設計図書の内容に適合することを確認した日を記入する。
 3 確認方法及び確認年月日は、工事監理受注者の管理技術者が設計図書の内容に適合することを確認した方法、年月日を記入する。
 4 確認項目については、報告書の見出し程度（範囲や確認事項）の内容を記入する。
 5 記載内容を確認の上で、署名、捺印を行う。
 6 一覧表提出時には、書類確認した施工報告書又は材料（機器）搬入報告書を添付すること。

上記について、実施しました。 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">主任技術者又は監理技術者</div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">管理技術者</div>	監 督 職 員 検 印 印 印
--	-----------------------------------